

広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業
指定管理に関する年度協定書（案）

令和5年3月

岡山県西部衛生施設組合

広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業
指定管理に関する年度協定書（案）

岡山県西部衛生施設組合（以下「組合」という。）と【●●●●】（以下「事業者」という。）は、組合と事業者が令和6年●月●日付で締結した「広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業 事業契約書」（以下「事業契約」という。）に基づき、次の条項により広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業指定管理に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

なお、年度協定において使用される用語は、特段の規定のある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、事業契約で定義された意味を有するものとする。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の維持管理及び運営業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び業務の対価として支払われるサービス対価を定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第2条 令和●年度（20●●年度）の年度協定の期間は、令和●年（20●●年）4月1日から令和●年（20●●年）3月31日までとする。

（業務内容）

第3条 令和●年度（20●●年度）の業務内容は、別紙の維持管理業務計画書、運営業務計画書及び自主事業に係る事業計画書に記載のとおりとする。

（サービス対価）

第4条 令和●年度（20●●年度）の本業務の実施に係るサービス対価は、金【●●●●】円（消費税等相当額を含む。）とし、年4回（8月、11月、翌年2月及び翌年5月）に分けて支払うものとする。

（本施設の休館日及び開館時間）

第5条 令和●年度（20●●年度）の本施設の休館日及び開館時間は、別表第1のとおりとする。

（本施設の利用料）

第6条 令和●年度（20●●年度）の本施設の利用料は、別表第2のとおりとする。

（本施設の使用料）

第7条 本施設に係る建物及び土地の使用料は、原則として無償とする。

（疑義等の決定）

第8条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には事業契約によるものとする。なお、事業契約にも定めのない事項については、組合と事業者の協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、組合及び事業者記名押印の上、各々1通を保有する。

令和[]年(20●●年度)[]月[]日

岡山県笠岡市平成町100番地
岡山県西部衛生施設組合
管理者 笠岡市長 小林嘉文 印

(事業者)

(住所)

(事業者名)

(代表者名)

印

別表第1 本施設の休館日及び開館時間（第5条 関係）

施設名	休館日	開館時間
プール		
トレーニング室		
スタジオ		
温浴施設		
●●施設（提案施設）		

別表第2 本施設の利用料（第6条 関係）

施設名	単位	利用料
プール		
トレーニング室		
スタジオ		
温浴施設		
●●施設（提案施設）		